

平成30年度 第2回 新道区地域協議会 次 第

日時：平成30年5月18日（金）午後3時30分から
会場：新道地区公民館 多目的ホール

延 約5時間

1 開 会

2 議 題

第1部

(1) 地域活動支援事業について

①課題の共有と質問事項の事前整理について（その1） **【60分】**

～ 休憩～ (10分)

②課題の共有と質問事項の事前整理について（その2） **【50分】**

～ 休憩～ (30分)

第2部

③ヒアリングの実施について **【137分】**
(途中休憩あり)

3 その他

第3部

(1) 事務連絡

【4分】

4 閉 会

新 道 区 の
アイコトバ

- ◎ 発言は、簡潔に話そう！
- ◎ 発言しやすい雰囲気をつくろう！
- ◎ 個人の意見を平等に扱おう！

上越市地域活動支援事業 **ヒアリング日程表**

【新道区】

(委員・提案者 共通)

平成30年5月18日(金)
新道地区公民館・多目的ホール

集合時間 ●協議会委員は、15:30
●事業提案者は、各ヒアリング時間の5分前

第1部	第2回 地域協議会(その1)	時間
議題	課題の共有と質問事項の整理 (休憩含み120分)	15:30 ~ 17:30

—休憩 (30分) —

17:30 ~ 18:00

第2部	ヒアリングの開催	※ヒアリング 順は事業番号順ではありませんので ご注意ください。	
事業番号	事業名	団体名	ヒアリング時間
新-3	グラウンドゴルフで地域を活性化させる事業	子安新田「福寿会」	18:05 ~ 18:16
新-4	とよば町内 宮ノ台公園の環境整備・交流促進事業	とよば町内会	18:17 ~ 18:28
新-5	とよば町内 大ケヤキ2本(樹齢300年) 周辺環境整備事業		18:29 ~ 18:40
新-6	町内の伝統・文化である祭りの伝承・にぎわい創出による地域住民の融和と一体感を育み「確かな絆」を深める事業	富岡町内会	18:41 ~ 18:52
新-7	「アクティブスポーツで遊びのプロになろう！」事業	上越アクティブスポーツ協会	18:53 ~ 19:04

—休憩 (5分) —

19:05 ~ 19:10

新-8	稲田四ツ葉会の生き生き支援事業	稲田四ツ葉会	19:11 ~ 19:22
新-10	イーストユニティーズ幼年野球活性化事業	イーストユニティーズ	19:23 ~ 19:34
新-9	富岡小学校PTA野球活動事業	富岡小学校PTA野球チーム	19:35 ~ 19:46
新-1	新道地区 運動普及推進員・食生活改善推進員活動支援事業	新道地区町内会長協議会	19:47 ~ 19:58
新-2	新道地区水害危険地域自主防災組織による安心・安全事業		19:59 ~ 20:10
新-11	新道すこやかサロン環境整備事業	地域福祉 新道みつわ会	20:11 ~ 20:22

第3部	第2回 地域協議会(その2)	時間
議題	事務連絡 (採点票の提出 ほか) (4分)	20:26 ~ 20:30

市担当課の所見一覧【新道区】

平成30年 5月18日
中部まちづくりセンター

※ 所見照会を行った提案事業のみ記載しています。

事業記号番号	事業名	団体名	担当課名	所見
新-4	とよば町内 宮ノ台公園の環境整備・交流促進事業	とよば町内会	都市整備課	<p>【課題なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊具を設置する前には、上越市都市公園条例に基づき、公園施設設置許可申請を行ってください。 ・定期的に遊具点検を行い、公園の美観を損ねることのないよう、また一般来園者の支障にならないように配慮してください。 ・設置物に関する事故などの事象については、設置者で対応してください。また、安全管理の責任には十分留意し、適切に維持管理してください。
新-5	とよば町内 大ケヤキ2本(樹齢300年)周辺環境整備事業		都市整備課	<p>【課題なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業実施に際し、公園内に車両等を乗入れ、作業スペースを設ける場合は、別途、上越市都市公園条例に基づき、公園占用許可申請を行ってください。 ・作業中は、公園施設等に損傷のないように注意してください。万一、損傷した場合は、原形に復旧してください。 ・作業中の事故については、申請人が解決してください。
新-10	イーストユニティーズ幼年野球活性化事業	イーストユニティーズ	用地管財課(土地)	<p>【課題なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス設置予定箇所は市有地(用地管財課所管)になりますので、工事着工前に土地の貸付申請書を市へ提出し、貸付契約を締結する必要があります。 ・また、土間コンクリートの設置等、土地の現状変更を伴うことから、貸付申請と併せて、現状変更承認申請書を市へ提出いただく必要があります。
			建築住宅課(建築物)	<p>【課題あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置計画のある2.6坪中古ハウスは建築物であり、建築基準法上の道路(幅4m以上の市道等)に接している敷地でなければ原則建築できません。敷地の範囲を明確にし、建築基準法上の道路に接しているか確認してください。 ・なお、建築物の建築にあたっては、規模、構造等に応じて建築基準法及び関係規定に基づき必要な手続きを行ってください。 <p>(事務局補足)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築住宅課の所見に対して、事業提案者において、設置箇所を市担当課(建築住宅課・道路課)と協議した結果、建築基準法には抵触しないことを確認済みです。(採択された場合は建築確認申請手続きが必要。)

事業記 号番号	事業名	団体名	担当課名	所見
新-11	新道すこやかサロ ン環境整備事業	地域福祉 新道みつわ 会	農村振興課 (芙蓉荘使用関係)	<p>【課題あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品の保管について <p>①課題の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の備品ではない特定の団体の物品を長期・継続的に保管することは、施設の適正な管理・運営に支障をきたす可能性があるため、検討が必要です。 <p>②課題解決の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品を保管する場所等は別途協議し、施設の管理・運営に支障がないようにお願いします。 <p>(事務局補足)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理・運営に支障が発生しないように、事前に協議し、調整が整えば保管が可能であることを農村振興課に確認済みです。
			社会教育課 (公民館使用関係)	<p>【課題なし】</p> <p>① 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種備品の保管場所 <p>② 注意事項解決の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種備品は記名のうえ、適切な場所に配置してください。